

# 文化審議会 第1期文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ 報告書（公的鑑定評価制度パート）

2022年3月29日

## 1. 本報告書について

### (1) はじめに

本報告書は、文化審議会第1期文化経済部会基盤・制度ワーキンググループにおける議論を整理し、今後検討すべき政策課題をまとめたものである。本報告書の内容は、第1期文化経済部会及び文化審議会に報告され、文化庁の今後の文化経済領域の政策形成に活用される。

本ワーキンググループは、令和4年度においても継続していくこととなるが、ここで挙げた政策課題のうち、令和4年度から取り組むべき内容については、引き続き検討を進めていく。

### (2) 令和3年度の開催状況

- 第1回 2022年1月21日（金）10：00～12：00
- 第2回 2022年2月18日（金）13：00～15：00
- 第3回 2022年3月2日（水）13：00～15：00

### (3) 委員名簿

#### (臨時委員)

こいけ あい  
小池 藍

GO FUND, LLP 代表パートナー／京都芸術大学専任講師

もり のぶ しげ き  
◎森 信 茂 樹

東京財団政策研究所研究主幹／  
財務省財務総合政策研究所特別研究官

#### (専門委員)

いけ がみ たけし  
池上 健

明治大学専門職大学院会計専門職研究科 専任教授

おお たに しよ ご  
大谷 省吾

独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館美術課長

おけだ だいすけ  
桶田 大介

弁護士（シティライツ法律事務所）

おづ ちかこ  
小津 稚加子

九州大学大学院経済学研究院・教授

やまうち まり  
山内 真理

公認会計士山内真理事務所・株式会社 THINK アドバイザリー代表

### 3. 公的な鑑定評価制度の検討について

#### (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性（参考資料 p.35～41）

美術品に関する公的な鑑定評価制度については、平成 29 年度の文化庁委託調査で初めて論点提起がされた。その後、令和元年度及び令和 2 年度における税制ワーキンググループでも議論の対象とされ、令和 2 年 3 月の文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループのとりまとめにおいて、初めて明確にその必要性が示された。

問題意識の背景としては、アートの価格が客観的に分かりにくいいため、新たな購入者が増えないという課題への対応や、信頼性の高い時価評価手法の確立を通じたアート作品の「ナショナルアセット」の可視化の必要性などが挙げられる。今般、公的な鑑定評価制度を検討する目的は、第一に我が国の「アート市場の活性化」を実現するためであり、公平で透明なアート市場を支えるインフラとして検討する。

なお、本制度によって、国が個々の美術品について真贋鑑定を行う、もしくはそうした仕組みを整備することは想定していない。また、文化財保護法等の枠組みで既に行われている「歴史上、芸術上、学術上価値」を評価するための制度ではなく、あくまで価格評価に関する制度として検討するものである。

#### (2) 本制度が対象とする価格（参考資料 p.42～43）

財の価格には、売買・相続・贈与等の財の「移転」に係る価格と、移転は想定せず「保有」に係る価格の 2 種類が存在している。例えば不動産の場合、固定資産税評価額のように移転を想定しないにも関わらず評価価格を算出する場合もあれば、路線価や公示価格等のように売買・相続・贈与などの資産の移転を想定した価格も存在する。美術品の場合は、財産債務調書に記載する見積額や保険契約の評価額などは「保有」に係る価格であるのに対して、課税評価時に用いられる精通者意見価格や美術年鑑等の評価額などは「移転」を念頭に置いた価格であると考えられる。

制度の検討に当たって参照事例となる我が国の不動産の鑑定評価制度においては、不動産鑑定人が行う価値評価は、「売買取引価格」と「資産評価価格」の双方において活用可能なものとして設計されている。他方で、海外の参照事例となるシンガポールの美術品の鑑定評価制度では、課税価格ベースへの活用を念頭に、「資産評価価格」を念頭に置いた制度となっている（ただし、政府に認定されている鑑定士には、市場価格の評価を行っているオークションハウスやギャラリーも含まれている）。

今回の検討においては、第一義的な目的がアート市場の活性化であり、消費者が直面する市場価格の透明性が低いという課題を解決する必要がある。したがって、まずは速やかに取り組むべきこととして市場価格（オークションレコード、各種記録集等のデータ）の「見える化」に取り組むべきである。他方で、美術品の市場価格については、相対取引やオークションなどの価格決定プロセス、作家の存否、国際市場の動向等により個別のケースに応じて変動が激しいことを踏まえると、本制度によって安易にメルクマールを設定することは、我が国市場の活性化を阻害するおそれがあり、慎重な検討が必要である。

その上で、我が国のナショナルアセットの可視化を図っていく観点からは、美術品の関係者が共通して使用することができる信頼性の高い「資産評価価格」の確立に向けた仕組み・基準等に関する検討を進めていく必要がある。現在、実務上は売買実例価格や精通者意見価格などによって評価がなされている

が、特に精通者意見価格の透明性が低いという課題が指摘されているところ、信頼性の高い価格評価算定を実現するための仕組みを検討する必要がある。

### (3) 本制度設計の基本的な考え方（参考資料 p.44～48）

公的な鑑定評価制度については、諸外国（アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、シンガポール、韓国）では整備されているのに対して、我が国では全く整備がなされていない。各国の制度設計の考え方をみると、政府が直接評価を実施する方法（英国）、鑑定評価機関を限定的に指定する方法（米国、フランス、オランダ、韓国）、民間事業者を認定する方法（シンガポール）などが存在する。既に我が国において多様な領域で鑑定評価実務が行われていることを鑑みると、政府が自ら実施する方法や限定的な機関指定などの方法は民業圧迫のおそれもあることから、まずはシンガポールで採用されている「民間事業者の認定制度」を念頭に検討を進めることが妥当であると考えられる。

その上で、認定機関について、具体的に以下のような観点から、その要件を具体化する必要がある。

- ① 認定機関の評価対象品については、美術品の種類によって評価方法が異なることを鑑み、機関ごとに評価可能な美術品の種類を明確化するべきである。
- ② 認定機関の評価方法については、動産の基本原則を踏まえた一般的な方法論を整理した上で、鑑定評価を行う体制や具体的な鑑定評価者に関する情報など、対外的に鑑定評価プロセスが透明化されていることが求められるべきである。
- ③ 認定機関は、売買実例価格等のデータを活用して評価を行う必要があり、過去の取引価格データ等にアクセスできる環境が既にある、あるいは確保される予定であることを求めるべきである。
- ④ 認定機関は、当該機関の専門領域において、ある一定の方法論を整理した上で、鑑定評価を行うことができる人材育成にも主体的に取り組むことが望ましい。なお、中長期的には諸外国で整備されているような「鑑定人制度」の検討も視野に入れて考えるべきである。

### (4) その他

基本的な考え方として、最初から完全な制度構築を目指すのではなく、できるところから制度を設計・運用しつつ、その中で見えてくる課題を特定し、不断の改善を図っていく制度設計とすべきである。その際、現在、実際に鑑定評価業務を行っている当事者等の意見も取り入れながら、進めていく必要がある。

美術関係者で共通して使用できる基準や方法論等を作り上げていくにあたっては、企業価値評価などの方法論も参考になる可能性がある。また、それらが広く使われていくためには、関係者が一様に参照するような信頼性の高い参考書を編纂するなどの取組も効果的であると考えられる。

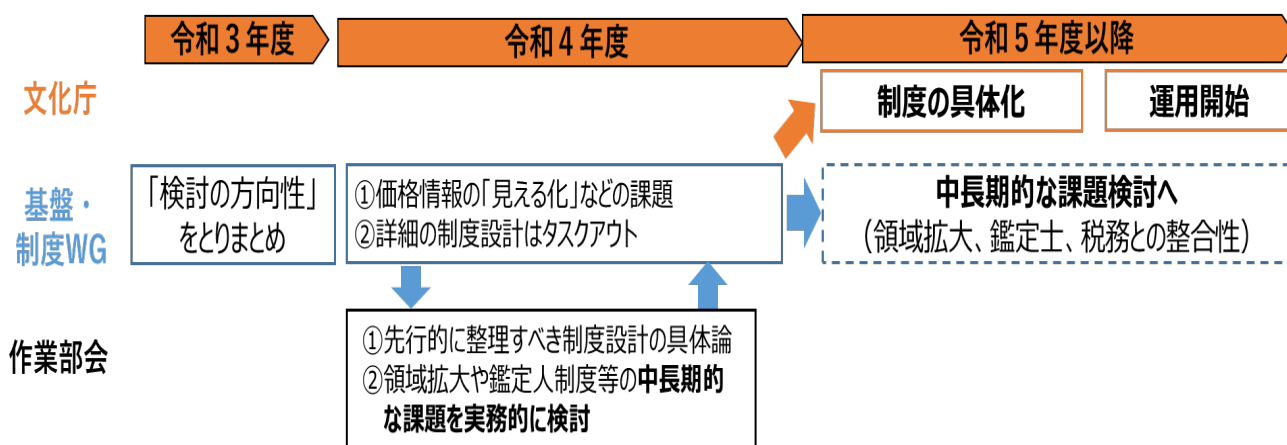
現在行われている課税価格評価については、税理士が鑑定評価を行う事業者に依頼して行うケースが多い。日本税理士協同組合連合会や各税理士会の連携事業者などが美術品鑑定業務を請け負っている実態があるとみられるが、そうした実態把握も並行して進めていく必要がある。

我が国の不動産の鑑定評価制度については、例えば土地の用途に応じた評価方法の設定、価格の経年変化をとらえられるように「標準地」「基準地」等の設定、不正な業務を防止するための措置など、検討に当たって参考にできる考え方もある。

### 「検討すべき政策課題」

- 公的な鑑定評価制度は、「アート市場の活性化」という目的のために整備するものである。
- 美術品の「市場価格」に関する情報の透明化を図るため、過去の取引価格等に係る情報を収集し、「見える化」する取組を行うこと。
- 美術品の「評価価格」に係る公的な鑑定評価制度については、本報告書及び「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」に基づき、具体的な制度検討を始めること。
- 様々な領域が存在する中で、まずは「近現代美術領域」での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手すること。
- 中長期的には、対象領域の拡大や鑑定人制度、税務との整合性確保などの観点からも検討を進めること。

### 「今後のスケジュール」



# 公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方

## 1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「アート市場の活性化」を実現することが目的。
  - －アートの価格が客観的に分かりにくいため、新たな購入者が増えないという課題への対応
  - －信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、アート作品の「ナショナルアセット」の可視化
- ※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

## 2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラとして整備する。
- 「市場価格」については、価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」に取り組む。
- 「評価価格」については、美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討を進める。特に透明性が低いと指摘されている「精通者意見価格」については透明性を高める取組を進める。
- 中長期的には、税務における価格評価との整合性を確保することを目指す。

## 3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようものが考えられる。
  - －取り扱うことができる美術品の種類を明確化すること。
  - －鑑定評価方法について、鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化すること。
  - －過去の売買取引情報等の価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている（整えられる予定である）こと。
  - －専門領域に関する鑑定評価方法を整理した上で、次世代の人材育成に積極的に取り組むこと。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。